

北九州市地域防災計画 令和5年度修正案

主な修正点について

■北九州市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、北九州市防災会議が作成する計画であり、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策の基本的な事項を定める。毎年検討を加え、国や県の計画の修正や近年の災害を受け、必要があると認められるときは修正を行う。

■主な修正項目

1 国の防災基本計画の修正に基づく修正

- (1) 災害ボランティアセンター設置予定場所に関する修正
北九州市社会福祉協議会と『北九州市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定』を締結し、災害時応急対応活動を行うセンターの設置とボランティア活動の円滑な実施のため、北九州市と北九州市社会福祉協議会の役割等を定め、被災者の生活支援に寄与することについて記載した。【第2章第27節】【第3章第47節】
- (2) 海難防止対策に関する修正
北海道知床で発生した遊覧船事故を受け、旅客船の総合的な安全・安心対策の強化を図るため旅客船の海難防止に関する取り組みについて記載した。【第2章第14節】

2 法律の改正に伴う修正

- (1) 災害の想定及び避難情報の発令基準に関する修正
水防法改正に伴い、雨水出水浸水想定区域の基礎となる内水浸水想定区域が公表されたため、災害の想定に追加するとともに、当該区域に対する避難情報の発令実施基準を修正した。【第1章第6節】【第3章第19節】
- (2) 緊急通行車両・緊急輸送車両の確認等に関する手続に関する修正
災害対策基本法施行令等の改正に伴い、災害発生より前においても行うことができる緊急通行車両等の確認等を修正した。【第2章第29節】【第3章第19節】

3 避難に関するワーキンググループからの提言

- 市民の避難行動の実行性を高めることを目的に、次のことについて検討
- (1) 防災でつながる、地域での新たな担い手の発掘や啓発の取組
 - (2) SNS等の活用も含めた効果的、効率的な情報伝達や先進的な取組の地域間での共有の仕組みづくり
 - (3) 災害時の拠点となる予定避難所の充実
- 防災士と地域との連携、先進的な防災の取組を実施する地域の成功事例集の作成について記載した。【第2章第20節】【第2章第21節】【第2章第23節】